第4回 上市町農業委員会総会議事録

令和5年11月2日(木) 午後2時 開催日時

場所 上市町役場2階 第1会議室

出席委員 12名

> 2番 村上 正毅 林 忠治 1番 冨樫 隆 大江 登美江 3番 4番 5番 6番 中川 治 8番 青木 幸男 碓井 慜 7番 山本 裕子 稲葉 悟 9番 10番 岩城 正治 藤田 秀雄 12番 酒井 喜之 11番

出席推進委員 6名

事務局 出席者

> 事務局長 酒井 紀明 事務局長代理 米山 洋

9番 稲葉 悟 議事録署名委員 6番 中川 治

議事日程

- 1. 開会
- 2. 会長の挨拶
- 3. 議事録署名委員の指名
- 4. 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可審議について

農地法第4・5条の規定による許可申請の意見審議について 議案第2号

議案第3号 農業経営基盤強化促進事業の農用地利用集積計画に係る実施方針の承認について

議案第4号 農地法第2条第1項の規定に関する非農地の決定について

農地法第18条第6項の規定による届出について 報告第1号

その他 5.

次回委員会の開催予定について

第5回総会

日時 令和5年12月5日(火)午後3時から

場所 上市町役場2階 第1会議室

6. 閉会

14:00 開会

それでは、第4回上市町農業委員会総会を開催したいと思います。宜しくお願いいたします。 事務局長

只今の出席委員、12名中全員であります。また、推進委員6名中全員出席していただいております。それでは、開会にあたりまして、林会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 会長あいさつ

会長ありがとうございました。それでは議事に入りたいと思います。総会の議事は会長が行うことになってお 事務局長

りますので、宜しくお願いします。

議事録署名委員の指名を行います。6番 中川委員さん、9番 稲葉委員さんにお願いしたいと思います。本 会長

日の会議書記には、事務局の米山さんにひとつよろしくお願いいたします。

これより、議案に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可審議について」事務局

より議案の説明をよろしくお願いします。

事務局 (議案書をもとに説明)

ただいまの事務局の説明に関連しまして、地区担当委員から報告をお願いしたいと思います。1 ●●委員さ 会長

ん、●●推進委員さん、よろしくお願いします。

委員

ここの●●●●さん譲渡人ということですけど、高齢ということで●●歳。今現在は●●●に住んどられますけど元々はこの地図見ていただいたらよろしいですけど、●●って書いてあるここ今現在もうありません。更地なっとります。それで米はどなたも。当然家がないですから住んでおられません。それであの今度譲渡される●●●●、その横●●●●ってのがありますけどこれ●●●●さん●●●・さんの●●●●さんが身内なんですけどここが元々畑として利用されております。それに隣接して現在の譲り渡すところがあるんですけど、まあ元々高齢なもんで管理って言いますか草刈りとかそういったものはその●●さんがやっておられたんで、これ以上年齢を重ねてきて管理できないもんだからこの際買って貰えんかと、ということで現在に至りますんで、まあ私とすれば何の問題もない案件だろうと思います。以上です。

会長 はい。●●推進委員さん

委員 今あの●●委員の言われた通りなんで、綺麗に草刈りなどしっかり管理されてますんでなんらなんも問題がないというふうに思います。以上です。

会長はい。ありがとうございました。

会長これより質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。

会長 その他質問ございますか。意見がなければ採決してもよろしいですか。

会長 それでは議案第1号について、原案通り許可することに賛成の方の挙手を願います。

(举手)

会長はい。全員賛成といったことでよろしくお願いします。

では次に、「議案第2号 農地法第4・5条の規定による許可申請の意見審議について」事務局より説明をよろしくお願いいたします。

事務局 (議案書をもとに説明)

会長 はい。ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から報告をお願いしたいと思います。 $1 \ge 5$ についてでは \bigcirc 委員、 \bigcirc 重進委員。 $2 \bigcirc$ 委員、 \bigcirc 委員、 \bigcirc 重進委員。 $3 \bigcirc$ 重進委員 \bigcirc 重進委員。 $4 \bigcirc$ 重進委員よろしくお願いいたします。 1 からひとつよろしくお願いいたします。

委員 まず地図の6ページの地図が対象ですけど縦に黒っぽい道が走っています。下の方に黒っぽい道が走ってます。右下の方で切れていますけどこれあの合流したところに●●の●●●があるという感じです。横に走っている道ずっと●の方に行くと●●●の●●●さんの●●があるところになります。申請地ですけども囲ってある下に●●●●●●●●●●のの駐車場があります。その左手に●●●●●●●の会社があります。この駐車場に今●●名位の方が止めとられるそうなんですけども、従業員の採用拡大ということで手狭になりそうだ、駐車場を探したい。その北の方に囲んであるところ、今何も耕作してないで草が生えているような状態でこの土地ほしいと、片や所有者の●●さん、この方は●年前までバリバリで農業やっとられたんですけども体を壊されて今は草刈りもできないような状態でこの土地も持て余しているような状態です。双方の思惑がかみ合いまして放してもいいよって方と駐車場にしたいよって方で話がまとまっており、何ら問題はないものと思われます。ちょうど真ん中に●●さんでもなくて購入する土地でもないところがありますけど、ここは用水路になります。ここの管理どうするかってこと確認したところ、申請地を取得後には一緒に面倒見ますということでありましたので安心して許可してよろしいかと思います。以上です。

今話しあったところなんですけども、見てきたら草で境界線があまりはっきりしなかったんですけども、排水 路の関係をちょっと注意して、検討してもらわないとあこで排水路がどうなっとるかわからない状態であった かと思います。それ以外は特には問題ないかなと思っとります。

会長 排水ちゃどこにあるが、この地図からみりゃあどの

 委員
 排水路はちょっと

 会長
 どこかわからん

委員

委員 囲ってない所ここに用水あります。素掘りの用水なんでまあちょっとわかんないんですけど。それが駐車場に 向かって黒い道に向かって流れるように加工されることが書いてありましたので

委員用水、排水路つけるということ委員ことなんでよいかと思われる。会長それじゃあ2お願いします。

委員

2説明します。さきほど現地確認を行ってきました。場所は●●●から●●方面、●●●●●●の●側から●
●●から●側です。●●●●●●になります。面積は約●●●ほどです。それに関してですけど、地権者
の方が高齢になって農地を管理できないっていう事で●●●●●●●●●●●●●●さんに買って貰えない
かっていうことをお願いしていた話です。この●●●●●●●ですけど●年前にもここの奥に●●●を●●
●●された会社であります。●●●の設置に関しては問題はありませんが、ただ隣接の地主さん●●●おり
ますが●●●は●●を押して●●しておりますが、他●●が●●に関してはわかったという話です。ただ
●●●を押していただいてはおらないという状況です。そこら辺を危惧するとちょっとこの案件はあの●●か
ら●●を得る努力をしてもらいたいと思います。

会長●●委員さんなんかありますか。

委員

まあ正直言って●●●●●だなと思います。本音から言えば●●だと言いたいがだけど、はたして●●●の農業委員会が●●だ言うても許可は県がおこなうもので、何分規模がでかいです。現地も見てきたけどちょっと想像つかんがですね。●●●●●ですか。そうかと言うて黄色い花でなも人間の背丈より高い状態になっとるがんにそのまましておくがも景観がようないし、正直言うて●●のことはしたくないがだけどよっぽどの理由がない限りはやはりいいがじゃないかと私は思います。

会長

●●委員さんなにかあります。

委員

現地見せていただいて、おっしゃられる通り勿体ないなこれ綺麗にして田んぼにしたらいいとこだなという気持ちはありますけども、言われるように今のままにするのかどうかであれば●●する理由はないかと思います。

会長

●●推進委員さん。

委員

私もあの各委員さんと一緒に見てきたんですけど。土地のことは●●あるくらいで膨大な土地でそのままにしとくのも大変じゃないかなとも思うんで、各委員さんあの私も●●で隣におったんですけどもまあ●●●●置いてあったんですけどまあ草とかあった時にどうするんですかっては質問したんですけど、まあ年に●●は刈りますっていう事だけは聞いて、その周りは借りますって、それは建前かわかりませんけどそういうがんでやると。それで整地にするんですがって聞いたんですけど今の状態のままそのまんまで●●●●を作ると何かそういう事を言っておられました。以上でした。

会長

はい。それでは3●●委員さん。

委員

場所はですね、役場の前の道路をまっすぐ●の方へ行きますと、●●●●●、●●●の看板建っているところ●側行きます。●●●●○さんを横切って●●の通りに出ます。●●●にこの●●に宅地になって●●●●○さん、この方は地図見ればわかるかと思うんですが、ちょっと●の方に●●●○ってあります。そこが実家になります。周りは全部宅地になっとるがんで、特に農地は全然ないわけで雨水は道路の●側に流されますから特に別に問題はないとは思います。

会長

●●推進委員さん。

委員

見てきましたけどたぶんそこだけ空き地になって、特に問題ないと思います。

会長

はい。4●●委員さん

委員

場所は、●●●の交差点、その●っ側に●●●●がありましてその道を挟んで●側、建物が●●●あります。手前側の●●さん向いが●●さん、その後ろに●●●●さんと●●●さんの家がある。今回はあの●●●●さんの建てた住宅地に●●ですけど、これは●●●●●年前にここの家を建てたと思います。今回●●●●さんは●●●●おられませんが、●●●まで●●の●●●さんが住んでおりました。それを●●●ほどに譲渡したんだと思いますが、その後●●さんて方がここを買い建物を建てました。ただ道路が無いっていうがで、現在の●●●に●●しており消防自動車も入っていけんて。そういうことで、●●●●●もできない●●●・●できないということで、この●●さんの現在畑、一部畑であとは草刈っておられましが、そこの●側にちょっと町道がありますのでそこを接道するってことで幅●●長さにして●●ぐらいですけどそれを設けて●●●に合致する建物っていうことにしたいという今回の農地転用です。これは問題はないと思います。以上です

会長

はい。●●推進委員さん。

委員

会長

5 ●●委員さん。

委員

●●の信号●●●●と●●●へ行く繋ぐ道の交差点川のふち交差点ありますけど●側の方をイメージしてください。で申請地元々●●●の田んぼで●側切れますけど、切れとるところには内側●●建っとります。●●●を宅地●●分つぶして今●●●●●ありました。●●●●●の農地になっております。今あの●●●●さんが耕しておるんですけども今年の●月に農振除外の申請が出まして、その時色々●●を書きながら●●●●としました。で今回●●申請が上がったものであります。今宅地が建ってますって言いましたけどその宅地の下を通って水をとって、宅地の下を通ったパイプから水をとって田んぼを耕しております。●●って言ったけど●●●程なんですけどもその一番●●に家を建てるので真ん中の農地が全く●●でしまいます。今家を建てるのであればこの下に排水を通すようにして造成してくださいというのを条件にして、お話ししました。その他雨水や下水道に関しては既存施設に設置していくので問題ないと思います。農業委員の立場としては以上なんですけども。この申請者の●●●●●さんは●●●●さんです。その●さんになられます。今●●に立派なお家があって●●には●●●●さんは●●●●ようとなお家であります。●●さんと●人で住んどられるんですけどその家を放してここに宅地を建てるということなんでありました。ので、今の家はどうするんですかと質問したところ空き家として引きっとってくれる方を探してますと、それと並行しながら家を新築していたのでいうことでした。じゃあ引き取りていなかったら空き家になるんですねって、半分冗談だったんですけど個人的には●●●●●には空き家が●つになりそうな案件なので出来ればこういう申請は●●●の方で却下してもらいたいなあと思って面接してきました。以上です。

会長はい。●●推進委員さん。

委員 今言われたんですけども、ここ整地にする、宅地にする場合は●●の擁壁が必要になってくるなと。そこらた へんきちっと擁壁工事をしないと土管の関係でやるとやがてトラブルになると。以上です。

会長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方発言願います。何番からでもいいですよ。 はい。

委員 番号2の●●●●●●なしと書いてありますが、これは再確認したいと、

事務局 すみません。 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ 、はい申し訳ありません。5ページ目の2

会長 そこなら訂正お願いします。

委員 道路に面したところは管理してあるがですね。機械入られんもんだから恐らく耕作されんがじゃないかな。地元の方から歳いって管理できんいうてまあ話があったと。黄色い花でなも、人の丈より長いがようなんで。 ずっと均すがもなあいいがだれど。人によっては、●●●●●なんで●●●計可したんなよって言う人もおられるかもしれん。だけどね、やっぱり●●する●●だと●●●は●●だとちゃ言われないと思います。

委員 ●番のほうなんですが、排水路用水関係は、たぶん●●●の中に入ってっとる思うのですが、これの管理は徹底してもらうようになんか言うとかんと後で障害おきてくるんじゃないかなと

会長 さきほどの現場ではそういうなこと要望してきました。ただ川沿いにはその●●●張ってきちんと管理するということ言うとられました。ただ気になるのは●●ほど●●●●ないということ、そこらたへんがちょっとどうかなと、私は思います。後々まで響かんかなっと

委員 法的には問題ないということなんですけど、ただこの場所は皆さんご存じだろうと思うけどちょっと元々●● ●●のね、あのところなもんだからよけいそこらへんを慎重に、たとえば●●●がもらえんのやったら●●がなんか、やっぱりね●●●だけっていうのは一番後からトラブルが起る原因なもんで、●●な●●●を貰えないのだったらそれに変わるもう少し簡易な物でなんか貰わないとね。特に●●さんって方が特にね後々問題でてくるんじゃないかなと。そこらへんのなんか条件を付帯しないとね。

会長 そこにullet 書いてあるけど、そのullet とullet することもあってね。元々ullet 一だからね。となると余計ですねullet なりullet から何かいるんじゃないかなと

委員 なにか簡単なもんでね。●●もんに●●もんだけでもいいから、なにかそういったものをね。

委員 こういうがの前例ちゃないもんかね

会長こんな大きな案件はないからさあ。でっかいから

委員 これは町、農業委員会の決裁

会長 これは県にいくが

事務局 一応●●日の日に●と●●●●合同では現地確認があります。

委員 農業委員会の意見を参考にして県が

会長 県が諮る。知事の決裁

委員 意見書をどうやって付けて出すかだね

委員 ●●●●話したように、法的には●●の●●は必要ないと、間違いなく貰いなさいという言い方はないけど、 ●は確実に貰いなさいと。

会長 それと $\bullet \bullet$ の \bullet の \bullet やなか、 \bullet 、 $\bullet \bullet$ なだか

委員 ●●委員が言われたようなもんで、何か一つ●●●だろうがなんであろうが無いと大きい会社、ごたごたにならんかな。ましてや売った人は親だから次の代に変われば言われてもわからんと思うからなにか●●●●として付けた方が、●へ出すときに付けた方が

会長 あのだいぶ前になれど、あそこ委員会で刈っとった土地なんです。そこの細かいとこ。●もですね●●っていう●なんです。●●っていう●なんで、そこがものすごくやこくてね、その植物はなかなか生えない、上手くならないとよく言われました。●●●●でも植えればどうだと言われたことある

委員 さっきでとった用水の話とそういうのをきちっとしていただきたいと、いう条件を付けて県に上げるしか。地 元の要望がね

委員 ここも●●が本拠地やから、●●でなにかをしなきゃ、こういうことがあるよと言わないとやってくれない。 毎月くるわけでもないでしょ管理。

会長 草刈りは年●回って言われた。ただ今●●●の下だけ刈ってある。周りのそこは刈ってない。

委員 下は●●れた土地やからどうでもいんだけど、周りがね、きちんとして周辺の農地も植えるもん使うもんもないんだけど、さきほどの●●の話、敷地の中に通っとる●●なのか、どうやって地元で管理せえって言うても、敷地の中の危険なとこも入っていけんし、やっぱり購入された方がきちっとそういう管理をしていただかないといかんのかなと。この地域はそういう用水管理は地元でみんなでまとめてやっておられるのか。春先のえざらいとか。そこらたへんが完全に迂回路を作ってね、敷地そういうことせんでもいいような、迂回路を作ってやるがなら別だけど、敷地の中入っておることになるとちょっと問題、溝の人のための管理が大変だなと

委員 今回は面積が●●●●ほどに土地、その中を刈るとなるとそうとうな労力がいると思う。

会長 労力いるかもしれけどやってもらわないと。

委員 用水は管理しない

会長 用水は蛇行しておらんけ。蛇行しとったら網など貼れっかな。

委員 用水が蛇行しとるから、その用水の上にはパネルは載せれない。そこはフェンスをされる。

会長 今●●●仕上がってるところがある。あれが高さ●●、今回が●●●●にする。●●●を●●入っているのを ●●にしたいと。その●●にしてもちょっと規模の大きいやつだから。高さはだいたいあのくらいになると説 明があった。だから●●に乗っとってもこっちの景色はわからない。●●●の裏型だけ。

委員 ●●しとる人、これなんで●●しているのか。●●しとるがならこれも●●してもらえばいいのに。今この流れを見てみると、話らしい話ができとらんがやなかね●名というのは。そういうな形で話進めてみるというのもアドバイスの仕方、方法じゃないですかね。

会長なかなか県は通らないかも。

委員 素掘りの用排水だね。

会長 広い、見てきたら。でもねあこ均すってわけにもいかんがだから。こういうもんだちゃ。高低差ものすごいあるわいねありゃ。そいつ均さんと着ける言うがだから。傾げて着けるとか言うとられたけど。

委員 設計内容わからんがですけど、場合によっては●●さん●●より近い近隣の家なんかひょっとしたら●●● の●●●で眩しいと言うときがでるかも、反射して

委員 ●●さんとこの後ろ、真後ろの所だけもう一基●●●置いてもいいかなっと思ったけど置いてなかったから 眩しいがに配慮されたんじゃないかな。

会長 あれは角度何度くらい

事務局 角度は●●●、地面から●●の高さで●●●

会長 どういった方法で、どう報告するかどうするか

事務局 ●●みたいか形の物を出してもらうよう努力していただくというのと、農道なり水路なり管理的な物を含めて 意見書に記載する形で出してみましょうか

会長 でもねあの横●●が通っていくがですよ。確認中●回来るかですよ。ほんとに●●の横。ありゃあ●●●はど ういうがかなって言われんかなって

委員 ●●が伸びてくる計画だったのでは

事務局 ここの●●の●●●●、●●地域なんですけど●●●●●が●●●というのが元々整備されていたんですが、今これ見直しされてまもなく●も通れば、●●の●●の●側の●●は全部なくなる。●●●●はなくなる。

委員 ●●●地域

事務局 ●●地域には間違いない。●●●●●の線引きはなくなる

会長あいやこい所では●●は建たない

事務局 ●●造るための開発道路の計画があったんですが、●●して完全になくそうと

事務局 なら意見書に一応そう言った形ちょっと付けて、●の方に進達●ついては出しますので、はい。わかりました。

会長その他の案件で何かありませんか。

会長その他何か意見ありませんか。無いですか。

それでは採決してもよろしいでしょうか。

議案2号について「意見なし」とすることに賛成の方の挙手を願います。

(挙手)

会長 全員賛成ですね。

会長 それでは、「議案第3号 農業経営基盤強化促進事業の農用地利用集積計画に係る実施方針の承認について」

事務局よりお願いいたします。

(議案書をもとに説明) 事務局

はい。ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について質疑のある方は 会長

発言お願いいたします。

いいですか。 会長

会長 それでは採決します。議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。

(举手)

全員ですね。全員賛成と認めます。議案第3号については原案どおり承認いたしました。 会長

では次に、「議案第4号 農地法第2条第1項の規定に関する非農地の決定について」事務局より説明をお願

いいたします。

事務局 (議案書をもとに説明)

この件については、●●委員さん、●●推進委員さん、●と●人で巡回しました。どこかわからんくらいです。はっきり申し上げまして。この写真のとおり大木になっとるわけでありまして、これは認めざるをえんがじゃないかなと意見が一致しましたので報告しておきます。 会長

委員 これすぐ非農地証明出したら地目変更される

●●絡み、●●ととかそういう絡みもあって、前回の●●●の案件と一緒ですけども。登記はされる、できれ 事務局

ば早くしてほしいとご希望もあったので。

採決しましょうか。それでは議案第4号について、原案のとおり非農地として判断とすることに賛成の方の挙 会長

手を願います。

(举手)

会長 全員ですね。全員賛成と認めます。第4号については原案のとおり承認いたします。

では次に、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について」事務局の方から説明をお願いい 会長

たします。

事務局 (議案書をもとに説明)

ありがとうございました。何か質疑ありましたら 会長

採決してもいいですか。ただいまの事務局の説明について、質疑のある方は発言を願ったわけですが、ないっ

ていう事で。どうでしょうか。賛成の場合挙手をお願いします。

(挙手)

会長 全員ですね。

会長 それでは以上をもちまして、第4回上市町農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 15:40

この議事録は事実と相違ないことを証明する。

令和5年11月2日

上市町農業委員会 会 長

議事録署名委員

6番

9番